



特集
豊かな自然を将来に引き継ぐために
 ～6月は環境月間～

環境基本法では環境の保全について広く関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めることを目的とし、6月5日を「環境の日」と定めています。また、環境省は6月を「環境月間」としており、全国各地でさまざまな行事が行われます。

かけがえのない財産である自然を守り、将来の世代へと引き継ぐためには、6月の環境月間だけでなく、日頃から環境に目を向けることが大切です。

今回の特集では、環境に関する取り組みの中でも、本市が行っている身近な自然環境保全の取り組みの1つ「ホタル目撃情報マップ」や、自然環境と生物の多様性を守るための取り組みをお知らせするほか、市内で自然保護活動を行っている2つの団体を紹介します。

山の田水源地上赤木橋（桜木町）で撮影したホタル（コラージュ写真）

豊かな水辺のシンボル「ホタル」

初夏の風物詩ホタル。幻想的な光を放つホタルは、きれいな水質や適度な川の流れ、カワニナ（ホタルの幼虫が食べる淡水生の巻き貝）の他に木や草が生える岸辺といった、さまざまな環境条件が整った場所に生息しています。本市では、「身近な自然の美しさを発信することが、環境を大切にしようという意識啓発につながる」という思いから、毎年ホタルの目撃情報をもとに「ホタル目撃情報マップ」を更新・公開しています。

ホタル
目撃情報マップ



ホタルが目撃されているスポット

例年多く目撃されている場所は、「つづらダム」や「横手橋」「山の田水源地・赤木橋」「菰田橋」などです。



1 つづらダム（小佐々町） 2 横手橋（横手町）
 3 山の田水源地・赤木橋（桜木町） 4 菰田橋（菰田町）

※全てコラージュ写真。



ホタル目撃情報マップ 2024



市 HP
（ホタル目撃情報募集）

ホタル観察に良い条件

- 期間：5月中旬～6月中旬
- 時間：午後8時～9時が最も多い
- 天気：雨風が強くないとき
- 気温：暖かい日（20度以上）

ホタルを見るときお願い

- ・網などで捕らず自然のまま観察しましょう。
- ・車や懐中電灯などの光を向けないようにしましょう。
- ・カメラで撮影する場合は、フラッシュ発光しない設定にしましょう。
- ・暗い中での移動は、足元などに十分気を付けましょう。
- ・大きな声や音を出さないようにしましょう。
- ・ごみは持ち帰りましょう。
- ・路上駐車や民有地への無断駐車は行わないようにしましょう。
- ・マムシ対策のため、長靴を履いて観察しましょう。



自然環境と生物の多様性を守るための取り組み

本市では、絶滅の恐れがある野生生物の種の一覧「佐世保市レッドリスト」を10年ぶりに改訂しました。国においても、外来生物法の改正に伴ってアカミミガメとアメリカザリガニを「条件付特定外来生物」に指定するなど、自然環境と生物の多様性を守るための取り組みを進めています。

「佐世保市レッドリスト」を改訂しました



ニッポンバラタナゴ (絶滅危惧ⅠA類(CR))
ミヤマアカネ (絶滅危惧ⅠA類(CR))

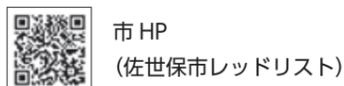
本市では、市内に現存する野生生物を守り、将来世代が現世代と同じように自然の恵みを享受できるよう、市内で絶滅の恐れのある野生生物の現状を明らかにした「佐世保市レッドデータブック」を平成14年に発行し、その中で絶滅の恐れのある野生生物の種の一覧「佐世保市レッドリスト」を公表しました。

その後、平成25年度に改訂して以来、一定の期間が経過したことから、その間の自然環境の変化や研究の進歩による種名の変動などに対応するため、「佐世保市レッドリスト(2023年度改訂版)」を作成しました。

このレッドリストは、自然環境の保全にかかる意識啓発や野生生物保護のための資料として活用するものであり、今後も必要に応じて見直しを行う予定です。

2023年度版における見直しの概要

- 環境省が定める判定基準に準拠するとともに、有識者による最新の知見に基づく、掲載種のカテゴリー(危険性のランク)の再評価
- レッドリスト掲載種別ごとの寸評を追加するとともに、特筆すべき種については危機的となった理由などを追加
- 保存することが望ましい地域の対象地区とその選定理由を更新
- 佐世保市レッドリスト改訂委員長による総評の追加



市 HP
(佐世保市レッドリスト)

アカミミガメ・アメリカザリガニは最後まで責任を持って飼育しましょう



アカミミガメ
アメリカザリガニ

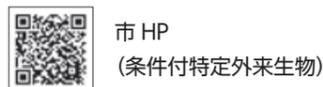
アカミミガメとアメリカザリガニは、令和5年6月1日から「条件付特定外来生物」に指定されました。

条件付特定外来生物は、外来生物法に基づいて特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定期間外に指定された生物のうち、通常の特定期間外とする(規制の一部がかからない)生物の通称です。

指定された生物は、野外への放出や、生きた個体の輸入・販売、購入、頒布を目的とした飼育などを許可なく行うことが禁止されています。

条件付特定外来生物への規制の概要

- 一般家庭でペットとして飼育しているアカミミガメ・アメリカザリガニは、これまでどおりペットとして飼うことができます(申請等の手続き不要)。寿命を迎えるまで大切に飼育してください。
- アカミミガメ・アメリカザリガニを池や川などの野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されています。違反すると罰則・罰金の対象となります。
- アカミミガメ・アメリカザリガニを飼いつづけることができなくなった場合は、責任を持って飼える人に譲渡してください。



市 HP
(条件付特定外来生物)

環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル
☎ 0570-013-110

市内で自然保護活動を行っている団体に話を聞きました



興味を持つことで自然への理解が深まり ふるさとの自然を守る行動につながる

平成8年に設立した「ふるさと自然の会」では、自然保護に関する啓発活動や自然の調査、環境保全のための活動などを行っています。

ふるさとの自然を後世に伝えるためには、専門的な調査や保全活動も重要ですが、自然を大切にすることを育てることが必要です。

当会では、生物を観察するだけでなく、水に入ったり風を感じたりする、自然を体で感じる野外活動「自然体感会」を月1回実施するなど、「知る機会」を大切にしています。

最近「ニッポンバラタナゴ」や「ミヤマアカネ」など、希少生物の調査や保全活動に力を入れています。

また、令和5年度には県北地域におけるニホンジカの分布調査を行い、その結果については佐世保市を含む近隣の市町に情報提供を行うなど、行政とも協力しながら自然保護に関する取り組みを進めています。

皆さんのちょっとした気遣いが地域の生物を守ることに繋がりますので、まずは自然に興味を持つことから始めてみてください。

(取材日 4月30日)

ふるさと自然の会
会長 川内野 善治さん



※自然体感会の様子です。
興味のある方はお問い合わせください。



ふるさと自然の会 HP

ふるさと自然の会
☎ 78-2865

九十九島の自然を知ってもらうことが 九十九島の保全につながる第一歩



九十九島ビジターセンターでは、九十九島の調査活動や自然

情報を発信するほか、イベントや受け入れ講座、出前授業など、さまざまな形で九十九島の魅力を発信しています。

当センターの活動では、子どもたちと接する機会が多く、分かりやすい言葉で九十九島の魅力を伝えることを心掛けています。子どもたちに「楽しかった」と感じてもらうことがスタートだと思っており、気軽に遊びに来てもらえるような場所を目指していきたいです。

また、子どもたちが進学や就職などで佐世保を離れたときに、九十九島を含む地元の自然を誇りに思ってもらえるよう、これからもその魅力を伝え続けていきたいです。

市民の皆さんにとって、子どもの頃から当たり前のようにある九十九島ですが、この自然環境は、実はすごく豊かで素晴らしいものです。花や野鳥などの自然から季節を感じることができる幸せを感じてほしいなと思います。

九十九島の入口「九十九島ビジターセンター」にぜひ遊びに来てください。

(取材日 4月30日)

西海国立公園 九十九島ビジターセンター
センター長 宮本 博文さん



※自然観察会の様子です。
興味のある方はお問い合わせください。



西海国立公園
九十九島ビジターセンター HP

九十九島ビジターセンター
☎ 28-7919